

## 生活相談員の資格要件について

平成 23 年 4 月 1 日 / 青森県健康福祉部高齢福祉保険課

厚生労働省令等で配置が義務づけられている指定介護老人福祉施設、指定通所介護事業所、指定短期入所者生活介護事業所及び指定特定施設入居者生活介護事業所における生活相談員の資格要件については、平成 23 年 4 月 1 日から次のとおりとします。

### 記

#### 【生活相談員資格要件】

次の（１）から（４）の要件のいずれかに該当すること

- （１）社会福祉士
- （２）社会福祉主事任用資格（社会福祉法第 19 条第 1 項の規定による。）
- （３）精神保健福祉士
- （４）その他、これらと同等の能力を有すると認められる次のいずれかに該当する者
  - ア 介護支援専門員
  - イ 介護福祉士
  - ウ 社会福祉施設等で 2 年以上介護又は相談業務に従事した者

#### （参考）

指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定介護老人福祉施設には事業所の人員基準で生活相談員の配置が義務づけられており、生活相談員の資格要件については指定基準の解釈通知で以下のとおり定められています。

#### ・指定通所介護、指定短期入所生活介護

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものである。

#### ・指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項によること。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項では生活相談員について、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されています。

また、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者とは以下のとおり規定されています。

大学又は専門学校で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者  
厚生労働大臣指定養成機関又は講習会の修了者  
社会福祉士  
同等以上の者として厚生労働省令で定めるもの

\* 社会福祉法施行規則第 1 条の 2 で以下のとおり規定

精神保健福祉士

大学において法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者

( 4 ) のウの「社会福祉施設等」とは、次の施設等とする。

- ・社会福祉法第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業を行う施設
- ・介護保険施設
- ・療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院・診療所
- ・指定居宅サービス事業所（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）及び指定地域密着型サービス事業所